

技術的な営業秘密の保護の在り方について

平成 29 年 2 月 15 日
経済産業省知的財産政策室

1. 前提

(「中間とりまとめ」(平成 27 年 2 月、営業秘密の保護・活用に関する小委員会)より要約)

- ・不正競争防止法第 5 条の 2 は、営業秘密侵害訴訟における立証責任を公平に配分する観点から、一定の要件の下、被告(加害者)による営業秘密の使用行為を推定し、不使用の事実の立証責任を被告側に転換するものである。

※不正若しくは悪意重過失で一定の営業秘密を取得した者には、当該営業秘密を使用する蓋然性・経験則が認められる。

- ・対象となる技術上の秘密の範囲については、被告が原告(被害者)の営業秘密を侵害した事実を原告が立証する困難性、推定が及んだ場合の被告の反証容易性を考慮して検討すべきである。
- ・さらに、正当な事業活動を行う企業が、濫訴の被害者となるリスクも考慮し、被告側の応訴負担を当該営業秘密と関連性の強い製品に限定する必要がある。

【参考：法第 5 条の 2 の基本構造】

| 生産方法について(現行法) | その他の技術について(政令委任部分) |
|--|--|
| ○原告側の立証事項 ・営業秘密である生産方法について <反証可能性の確保の趣旨> ・被告による違法な取得行為があったこと <使用可能性が高いとの経験則を要求する趣旨> ・当該技術と関連する物を生産していること <濫訴防止の趣旨> ↓ 推定 | ○原告側の立証事項 ・ <u>政令で定める技術上の営業秘密について</u> ・被告による違法な取得行為があったこと ・ <u>当該技術を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為をしたこと</u> ↓ 推定 |
| ○被告側の立証事項 ・当該技術の不使用 | ○被告側の立証事項 ・当該技術の不使用 |

⇒ 政令(上記波線部)において、どういった内容を規定すべきか

2. 検討の対象とする事例

本条の創設が検討された法改正検討時及び改正法公布後においては、企業から以下の要望が挙げられているところ、その他のニーズも含めて、本条の推定規定の対象を検討したい。

①化学分析方法

(例) 血液の成分組成を測定・分析して疾患の可能性を検査する技術

②画像分析方法

(例) カメラで撮影した映像を分析して生体を識別する技術

(例) カメラ画像の分析により製品の品質を検査する技術

(その他ご意見をいただいたもの)

・気象分析方法

(例) 天気予報サービス

・有用化学物質等のスクリーニング方法

(例) 特定の微生物を利用して有用な新規化学物質をスクリーニングする技術

(今後の人工知能の実装の進展を踏まえて想定される技術)

・行動分析方法

(例) 人の行動を分析して混雑緩和、見守りサービス、効率的な倉庫作業の提案につなげていく技術

・機械稼働情報の分析方法

(例) 機械の稼働情報を分析して予防的メンテナンス、効率的な機械オペレーション制御、機械の最適設計提案につなげていく技術

・走行情報の分析方法

(例) 物流運行情報を分析して物流運行管理、最適ルート提案につなげていく技術

- ・上記の分析方法を「技術上の秘密のうち政令で定める情報」に追加する場合、当該情報の使用によって可能となる分析行為は生産方法に比し広範となる可能性があるため、被告の反証容易性を考慮しつつ対象となる行為の範囲を規定する必要があるのではないか。

3. 検討の視点

<視点>

○上記1. の立法趣旨を踏まえると、検討に際しては以下の視点が必要。

- (1) 原告の立証困難性が存在すること <推定規定を及ぼす必要性の趣旨>
- (2) 被告の反証容易性が認められること <反証可能性の確保の趣旨>
- (3) 原告の技術と被告の行為との関連性があること <濫訴防止の趣旨>

<留意点>

○政令の対象となる技術上の秘密や使用したことが明らかな行為の範囲を検討する際には、前記の視点に加え、本推定規定の実効性の確保の観点から、以下の点に留意してはどうか。

- (4) 被告の使用行為の端緒が存在すること

※原告側で被告の不正使用を疑うことがなければ本規定の適用されることはないため。

- (5) 不正「使用」行為に対する差止請求、損害賠償請求等の必要性

※不正取得行為のみならず不正使用行為について差止請求、損害賠償請求を認めることの必要性が必要。

【イメージ】

| 営業秘密の種類 | 推定規定の要件となる行為 |
|---------|--|
| ①化学分析方法 | (案1) 当該化学分析方法を使用しなければ実施することができない役務の提供 (案2) 当該化学分析方法を使用して実施することができる役務の提供 |
| ②画像分析方法 | (案1) 当該画像分析方法を使用しなければ実施することができない役務の提供 (案2) 当該画像分析方法を使用して実施することができる役務の提供 |